

日本農林規格等に関する法律の 有機JASに関する指導の件数等

令和 7 年 6 月
農 林 水 産 省

有機 J A S に係る国（農林水産省）による令和 6 年度下半期（令和 6 年 10 月～令和 7 年 3 月）の指導の件数等は、以下のとおりです。

<指導の件数>

(単位：件)

	上 半 期 (4月～9月)	下 半 期 (10月～3月)	合 計	(参 考) 命 令
令和 5 年度	1 8 (5)	5 (1)	2 3 (6)	0
令和 6 年度	6 (1)	1 0 (5)	1 6 (6)	1

注：（ ）内が口頭による指導件数であり、内数である。

<指導の品目区分別の状況>

	計	生鮮食品			計	加工食品		
		農産物	米	畜産物		農産加工品	畜産加工品	その他の加工品
令和 5 年度上半期	7	4	3	0	1 6	1 5	0	1
令和 5 年度下半期	2	2	0	0	4	4	0	0
令和 6 年度上半期	5	4	1	0	2	2	0	0
令和 6 年度下半期	4	3	1	0	7	7	0	0

注：1 件の指導の中で複数の品目区分の食品が対象となった事例があり、品目区分数の合計は指導件数と必ずしも一致しない。

<指導の主な違反区分別の状況>

	不適切な有機 等 の 表 示	輸入品に不適切な 「オーガニック」等の表示	そ の 他 有機関係の違反	計
令和 5 年度上半期	2 1	1	1	2 3
令和 5 年度下半期	5	0	1	6
令和 6 年度上半期	5	0	2	7
令和 6 年度下半期	1 0	0	1	1 1

注 1：指定農林物資に係る名称の表示に関する違反に対する指導の実績を集計したもの。

注 2：1 件の指導の中で複数の品目区分の食品が対象となった事例では、品目区分ごとに主な違反区分を整理しており、その合計は指導件数と必ずしも一致しない。

注 3：その他有機関係の違反には、不適正な格付けの表示等が含まれる。

(資料) 令和 6 年度下半期における指導の状況：資料 1
令和 6 年度下半期における指導の分類：資料 2

令和6年度下半期における指導の状況

施行年月	事業者 所在地	品目		主な違反内容	
		品目 区分	品目	主な違反区分	主な違反内容
令和6年11月	奈良	加(農)	パン類	不適切な「有機」等の表示	指定農林物資でないものに「有機」と表示
令和6年11月	東京	加(農)	香辛料	不適切な「有機」等の表示	指定農林物資でないものに「ORGANIC」と表示
令和6年11月	静岡	加(農)	ドライフルーツ	不適切な「有機」等の表示	有機JASマークがないものに「オーガニック」と表示
令和6年12月	奈良	加(農)	パン類	不適正な格付けの表示等	格付の表示（有機JASマーク）と紛らわしい表示
令和7年2月	宮城	農	コーヒー生豆	不適切な「有機」等の表示	有機JASマークがないものに「JAS認証 有機栽培豆」、「有機栽培」、「オーガニック」及び「organic」と表示
		加(農)	コーヒー豆（焙煎）	不適切な「有機」等の表示	指定農林物資でないものに「オーガニック」と表示
令和7年3月	兵庫	農	にんじん	不適切な「有機」等の表示	指定農林物資でないものに「有機」、「有キ」と表示
令和7年3月	兵庫	農	にんじん	不適切な「有機」等の表示	指定農林物資でないものに「有機」と表示
令和7年3月	愛知	加(農)	青汁	不適切な「有機」等の表示	有機JASマークがないものに「オーガニック」、「有機」と表示
令和7年3月	神奈川	加(農)	農産物加工品（ココア）	不適切な「有機」等の表示	指定農林物資でないものに「有機」と表示
令和7年3月	山梨	米	米	不適切な「有機」等の表示	有機JASマークが付されていないものに「有機」と表示

・1件の指導で複数の品目区分の食品が対象となった事例は、品目、主な違反区分及び主な違反内容を破線で区分けして示している。

・品目区分は、以下のとおり略記している。

農：生鮮農産物、米：玄米・精米、加(農)：農産加工品

令和6年度下半期における指導の分類

指 導 件 数		10
品目区分	違反区分	件数
生鮮食品	総 計	4
	農産物 合 計	3
	不適切な「有機」等の表示	3
	野菜 小 計	2
	不適切な「有機」等の表示	2
	その他の農産物 小 計	1
	不適切な「有機」等の表示	1
	米 計	1
	不適切な「有機」等の表示	1
加工食品	総 計	7
	農産加工品 合 計	7
	不適切な「有機」等の表示	6
	その他有機関係の違反	1
	果実加工品 小 計	1
	不適切な「有機」等の表示	1
	その他の農産加工品 小 計	6
	不適切な「有機」等の表示	5
	その他有機関係の違反	1

注： 1件の指導の中で複数の品目区分の食品が対象となった事例では、品目区分ごとに主な違反区分を整理しており、その合計は指導件数と必ずしも一致しない。